

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (ア) 第41条
- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの
- (イ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

の規定に基づき、次の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

所 有 者 の 住 所	赤穂郡上郡町大持278番地
所 有 者 の 氏 名	赤松 圭介
家 屋 の 所 在 地	赤穂郡上郡町大持278番地
新 築（増改築）年月日	令和〇年 〇月 〇日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買 (2) 競 落

年 月 日

上郡町長